

青森県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定、第43条第1項の規定による家賃債務保証業務の委託の認可、第44条第1項の規定による債務保証業務規程の認可及び第45条第1項の規定による事業計画等の認可等の事務を適切かつ円滑に処理するために、必要な事項を定めるものである。

(支援法人の指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書の正本及び副本に、それぞれ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）第27条第2項各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

2 省令第27条第2項第三号の規定による申請に係る意思の決定を証する書類は、法人等における総会等の議決書等とする。

3 省令第27条第2項第七号の規定によるその他知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における事業報告書及び収支決算書
- (2) 申請年度の事業計画及び収支予算書
- (3) 申請以前（申請年度の過去5年に限る。）に行っている支援業務の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類
- (4) 法人等の組織及び事務分担を記載した書類
- (5) 個人情報保護規定その他これに準ずるもの
- (6) 申請者が債務保証業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書類
- (7) 第2号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する誓約書
- (8) その他知事が必要と認める書類

(指定の通知)

第3条 知事は、法第40条の規定により申請者を支援法人として指定したときは、第3号様式による通知書に申請書の副本及びその添付書類を添えて当該申請者に通知するものとする。

- 2 法第41条第1項の規定による公示は、青森県報に告示することによって行うものとする。
- 3 知事は、法第40条の規定により申請者を支援法人として指定したときは、前項の規定によるほか、速やかに県ホームページで公表するものとする。
- 4 知事は、法第40条の規定により申請者を支援法人として指定することができないときは、第4号様式による通知書に申請書の副本及びその添付書類を添えて当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第41条第2項の規定による変更の届出は、第5号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書によるものとする。

- 2 前項の規定によるほか、支援業務の範囲その他の指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の14日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規定を準用する。
- 3 法第41条第3項の規定による公示は、青森県報に告示することによって行うものとする。
- 4 知事は、法第41条第2項又は第3項の規定による変更の届出書を受理したときは、前項の規定によるほか、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(債務保証業務の委託の認可)

第5条 支援法人は、法第43条第1項の規定による債務保証業務の委託の認可を受けようとするときは、第6号様式による債務保証業務委託認可申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 委託に係る契約書類等の写し
 - (2) 委託しようとする者が金融機関である場合は、当該金融機関が法令に基づく免許、許可又は登録等を受けたものであることがわかる書類の写し
 - (3) 委託しようとする者が家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）第2条第2項の規定による登録家賃債務保証業者（以下「登録家賃債務保証業者」という。）である場合は、当該委託しようとする者が登録家賃債務保証業者として登録されたものであることがわかる書類の写し
 - (4) 委託しようとする者が債務保証業務を行う者として指定を受けた支援法人である場合は、当該委託しようとする者が支援法人として指定を受けたものであることがわかる書類の写し
- 2 知事は、法第43条第1項の規定による債務保証業務の委託の認可をしたときは、第7号様式による通知書に申請書の副本及びその添付書類を添えて当該支援法人に通知するものとする。

- 3 知事は、法第43条第1項の規定による債務保証業務の委託の認可をすることができないときは、第8号様式による通知書に申請書の副本及びその添付書類を添えて当該支援法人に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

- 第6条** 支援法人は、法第44条第1項前段の規定による債務保証業務規程の認可を受けようとするときは、第9号様式による債務保証業務規程認可申請書の正本及び副本に、それぞれ、債務保証業務規程を添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、法第44条第1項前段の規定による債務保証業務規程の認可をしたときは、第11号様式による通知書に申請書の副本及び債務保証業務規程を添えて当該支援法人に通知するものとする。
 - 3 知事は、法第44条第1項前段の規定による債務保証業務規程の認可をすることができないときは、第12号様式による通知書に申請書の副本及び債務保証業務規程を添えて当該支援法人に通知するものとする。
 - 4 法第44条第1項前段の規定により認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「法第44条第1項前段」は「法第44条第1項後段」と、「第9号様式による債務保証業務規程認可申請書」は「第10号様式による債務保証業務規程変更認可申請書」と、「債務保証業務規程」は「変更前後の債務保証業務規程」と読み替えるものとする。

(事業計画等の認可)

- 第7条** 支援法人は、法第45条第1項前段の規定による事業計画等の認可を受けようとするときは、第13号様式による支援業務事業計画等認可申請書の正本及び副本に、それぞれ、事業計画等を添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、法第45条第1項前段の規定による事業計画等の認可をしたときは、第15号様式による通知書に申請書の副本及び事業計画等を添えて当該支援法人に通知するものとする。
 - 3 知事は、法第45条第1項前段の規定による事業計画等の認可をすることができないときは、第16号様式による通知書に申請書の副本及び事業計画等を添えて当該支援法人に通知するものとする。
 - 4 法第45条第1項前段の規定により認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、第1項から前項までの規定を準用する。この場合において、「法第45条第1項前段」は「法第45条第1項後段」と、「第13号様式による支援業務事業計画等認可申請書」は「第14号様式による支援業務事業計画等変更認可申請書」と、「事業計画等」は「変更前後の事業計画等」と読み替えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第8条 法第45条第2項の規定による支援業務に係る事業報告書及び収支決算書の提出は、第17号様式による支援業務事業報告書等提出書に、同項及び省令第30条に掲げる書類を添えて行うものとする。

(支援法人の辞退)

第9条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定を辞退するときは、第18号様式による住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書により知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出書を受理したときは、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(指定の取消し等)

第10条 知事は、法第50条第1項の規定により支援法人の指定を取り消したときは、第19号様式による通知書により当該支援法人に通知するものとする。

2 法第50条第2項の規定による公示は、青森県報に告示することによって行うものとする。

3 知事は、法第50条第1項の規定により支援法人の指定を取り消したときは、前項の規定によるほか、速やかに県ホームページで公表するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

この要綱は、令和3年2月3日から施行する。